

石川県公報

令和8年1月27日

第13877号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示

- 漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を
求めるための事前届出 (水産課) 1
- 公 告**
- 県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告
(農業基盤課) 1

- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

(建築住宅課) 2

選挙管理委員会

- 石川県選挙管理委員会告示第6号の公布公告

正 誤

- 令和8.1.6第13871号中

2

告 示

石川県告示第25号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和8年1月27日から同年2月10日まで一般の縦覧に供する。

令和8年1月27日

石川県知事 駆 浩

発 起 人		加入区	法第113条第1項の規定によ る漁業協同組合に対する申出	縦覧場所
氏 名	住 所			
幸田 勉	鳳珠郡能登町字布浦ラ字5番地	内浦	行う。	石川県漁業 協 同 組 合 小木支所
川向 好宏	鳳珠郡能登町字九里川尻9字79番地			
高室 聰志	鳳珠郡能登町字布浦夕字72番地1			

公 告

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和8年1月28日から同年2月27日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年1月27日

石川県知事 駆 浩

事 業 名	地 区 名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	不動寺地区	県営土地改良事業計画書の写し	能登町農林水産課

(〃〃)	柳田東部地区	〃	〃
(〃〃)	西佐良地区	〃	白山市産業部農業振興課

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和8年1月27日

石川県知事 駆 浩

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
能美郡川北町字橋235番から237番まで、238番1及び238番2	緑地 能美郡川北町字橋238番2	鹿島郡中能登町良川よ部49番地2 是則北陸運輸株式会社

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第6号の公布公告

石川県選挙管理委員会組織運営規程(昭和56年石川県選挙管理委員会規程第1号)第21条の規定によりその例によることとされる石川県告示等の公布に関する規則(昭和45年石川県規則第38号)第2条ただし書の規定により、次とおり県庁前の掲示場に掲示して公布した。

令和8年1月27日

石川県選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第6号

令和8年執行予定の衆議院議員総選挙における選挙運動関係法規等の周知を図るため、次とおり説明会を開催する。

政党その他の政治団体、立候補予定者及びその他の関係者で出席を希望される方は、あらかじめ本委員会事務局(石川県総務部都市町支援課内)にて申込みの上、当日参集されたい。

令和8年1月16日

石川県選挙管理委員会

1 日 時 令和8年1月20日(火)午後1時30分

2 場 所 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎11階 1102会議室

正 誤

令和8年1月6日発行の石川県公報第13871号中、正誤次のとおり

ページ	件名	誤	正
3	救急病院の認定	令和11年12月31日	令和10年12月31日